

群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム  
国際アドバイザーボード要項

平成25年12月17日 制定  
改正 平成31年4月1日

(設置)

第1 群馬大学博士課程教育リーディングプログラムリーディング大学院統括本部設置要項第6の規定に基づき、群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム国際アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を置く。

(任務)

第2 アドバイザーボードは、重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム(以下「本プログラム」という。)における博士課程研究基礎力試験(Qualifying Examination)及び学位審査に助言を与えるとともに、本プログラムに係る学術研究・教育活動の体制及び成果並びにその発信状況等について評価を行い、その結果を本プログラム運営委員会委員長を経由して本部長に報告する。

(組織)

第3 アドバイザーボードは、国外の著名な学識経験者を含む若干人の者をもって組織し、本部長が委嘱する。

(任期)

第4 第3の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務)

第5 アドバイザーボードの事務は、関係部課等の協力を得て、本プログラムを所掌する事務部において処理する。

(要項の改廃)

第6 この要項の改廃は、本部会議の議を経て、本部長が行う。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。